

米子市飲食店向けインバウンド受入環境整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）

第5条第2項の規定に基づき、米子市飲食店向けインバウンド受入環境整備支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内の飲食店におけるインバウンド観光客の受入環境を整備するための取組を促進し、インバウンド観光客に対して市内の飲食店の利便性及び魅力を向上させることにより、本市を訪れるインバウンド観光客の増加を図り、もって本市の観光振興及び経済の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす飲食店（以下「補助対象店舗」という。）を運営する事業者とする。

- (1) 米子市内に存する店舗であって、主に食事の提供を目的として営業するものであること。
- (2) 店内に飲食をさせるための区画を有し、その規模がインバウンド観光客の来訪に十分対応することができるものであること。
- (3) 次条に規定する補助対象事業が完了した後に、次に掲げる事項を実施することを誓約していること。
 - ア 外国語（英語を必須とし、韓国語及び中国語（繁体字又は簡体字を用いるものに限る。）を推奨とする。以下同じ。）で表記した飲食物のメニュー表の整備及びインバウンド観光客への提供
 - イ 米子市が交付するペナントの店舗出入口付近への掲示
 - ウ 米子市が実施するインバウンド観光客の来訪状況等に係る調査への協力
 - エ 米子市が運営するインバウンド対応飲食店特設サイトVISIT YONAGOに掲載するための情報（画像を含む。）の提供

2 前項の規定にかかわらず、市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）を滞納している者は、本補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者がインバウンド観光客を受け入れるための環境の整備を目的として補助対象店舗において実施する次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 外国語で表記した飲食物のメニュー表、案内板、看板等の整備
- (2) 翻訳機器等（翻訳アプリを含む。）の整備
- (3) 補助対象事業者が運営するインターネットサイト又は補助対象事業者が利用するSNS、Googleビジネスプロフィール、予約サイトその他の外部サービスへの補助対象店舗に関する外国語の表記の追加
- (4) レジスターの電子マネー及びクレジット決済への対応
- (5) Wi-Fi機器の購入及び設置（Wi-Fi環境の提供について外国語の表記による案内を行った場合に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、インバウンド観光客を受け入れるための事業として市長が認めるもの（補助対象経費）

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費
- (2) 印刷製本費
- (3) 修繕料
- (4) 広告料
- (5) 手数料
- (6) 筆耕翻訳料
- (7) 委託料
- (8) 工事請負費

(9) 備品購入費

(補助金の額)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）を限度として、予算の範囲内で市長が定めるものとする。ただし、補助対象事業を実施する補助対象店舗の数に10万円を乗じた額を限度とする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、令和6年度におけるインバウンド観光客歓迎飲食店受入環境整備補助金の交付又は令和7年度におけるインバウンド観光客歓迎飲食店受入環境整備補助金（第2弾）の交付を受けた補助対象事業者に対して交付する本補助金の額は、これらの交付を受けた補助金の額に相当する額を前項ただし書に規定する額から差し引いた額を限度とする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付の申請をしようとする者は、令和8年12月25日までに、補助金交付申請書（別記様式第1号）に米子市飲食店向けインバウンド受入環境整備事業実施計画書・収支予算書（別記様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認の上、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果、同項の申請の内容が適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定をするものとし、当該申請をした者に対し、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(交付の制限)

第9条 前条の規定による本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その交付を受けて実施する補助対象事業に係る補助対象経費について、国、県又は本市以外の市区町村その他の団体から本補助金以外の補助金、助成金その他の金銭的な助成を受けてはならない。

2 本補助金の交付の決定を受けることができる回数は、一の補助対象事業者につき、一の年度において1回に限るものとする。

(中小企業者等への発注)

第10条 補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）の趣旨を踏まえ、中小企業者等（同条例第2条第3号に規定する中小企業者等をいう。以下この条において同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない理由により中小企業者等への発注が困難であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助対象事業が完了し、若しくは当該補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月26日のいずれか早い日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に米子市飲食店向けインバウンド受入環境整備事業実績報告書・収支決算書（別記様式第2号）その他市長が必要と認める書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第12条 補助事業者への本補助金の支払は、規則第19条第1項の規定により確定した額をもって行うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が正当な理由なく規則若しくはこの要綱に定める事項を遵守せず、又は法令等に違反する行為をしたと認めるときは、本補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、当該補助事業者既に本補助金が支払われているときは、当該補助事業者は、これを市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

附 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。